

## 会則の一部変更等について

第53回定期総会の審議事項として、同封議案書のとおり会則の一部変更案並びに規則の制定案、一部変更案及び廃止案を上程することといたしました。

今回の会則及び規則の一部変更等は、第2号議案から第7号議案までのとおりとなっております。審議の参考に供するため、提案の背景、趣旨等について説明させていただきます。

### 普通会費及び業務会費の見直しに係る会則の一部変更

中長期にわたる協会財政を見通した上で、持続可能な協会財政を構築するため、普通会費及び業務会費について、次のとおり変更を行うこととしました。（第194条関係）

#### 1. 普通会費の値上げ

監査に関連する施策や多様な分野で活躍する会員を支援するための協会の体制整備等に伴うコスト増加について、全ての会員及び準会員に等しく負担をしていただくため、下表のとおり普通会費の値上げを行うこととしました。

	変更案	現行
会 員	月額 6,000 円 (年額 72,000 円)	月額 5,000 円 (年額 60,000 円)
準会員	月額 1,500 円 (年額 18,000 円)	月額 1,250 円 (年額 15,000 円)

#### 2. 業務会費の料率変更

監査報酬に賦課される業務会費については、これまで監査の種別ごとに異なる料率を適用しておりましたが、当該取扱いを継続させる合理性が乏しく、また計算方法の簡素化による会員の事務負担軽減や業務会費全体としてのバランスも考慮した上で、監査の種別を問わず、業務会費の料率を一律1パーセントとすることとしました。

### 事務局設置のための会則の一部変更

事務局機能を強化し、経済社会の構造変化や本会に対する社会的要請に機動的に対応していくため、事務局スタッフより任用され、専務理事の指揮の下、事務局スタッフを統轄する職務を担う、事務局長を設置することとしました。（第190条関係）

### 自主規制の機能向上のための会則の一部変更

協会では、会員の指導、連絡及び監督に関する活動全般を自主規制として捉え、自主規制の全体的な改善を進めていく必要があるとの理解の下、鋭意検討を行っていますが、その中でも自主規制の中核を成し、社会からの関心が比較的高いと思われ

る品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度並びにこれら制度を含めた自主規制に係る組織体制については、更に実効性・効率性を向上させることを急務として対応を進め、次のとおり変更を行うこととしました。

#### 1. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度関係

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の実効性及び透明性の向上を図るため、主に次の点について見直しを行うこととしました。

##### (1) 品質管理レビュー制度

通常レビューの実施頻度について、3年に一度とする原則は保持した上で、前回の品質管理レビューの実施結果をベースとして、毎年度、オフサイトモニタリングによるリスク分析を実施しながら、監査事務所の規模、監査業務のリスク等を勘案して、最長で5年に一度の頻度で品質管理レビューを実施できるように柔軟化を図ることとしました。（第77条関係）

現行の特別レビューは、実施要件が厳格であるため、実施される場合が極めて限定されておりましたが、本会の自主規制機能、とりわけ指導機能を発揮するため、特別レビューの実施要件を緩和して再構成し、監査意見表明の前後を問わず、品質管理委員会が必要と認めた場合に特別レビューを実施できることとしました。（第77条関係）

品質管理委員会の職務として、品質管理レビューを通じて認識した監査事務所及び監査基準の共通の問題点等に関する意見を会長に具申できるようにすることで、同委員会のフィードバック機能を強化することとしました。（第80条関係）

##### (2) 上場会社監査事務所登録制度

オフサイトモニタリング機能を強化するため、上場会社監査事務所部会に上場会社の監査に係る情報センターとしての機能を付加し、上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報の収集・分析を積極的に行わせること

としました。(第84条関係)

現行では、品質管理レビューの結果の開示について、限定事項が認められた場合であっても、そのうちの一部しか開示されない制度となっていました。品質管理レビューの透明化や本会の説明責任の観点から、新たに設定した客観的かつ統一的な開示基準(「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」)に該当する場合は、例外なく不備事項の概要を開示することとしました。

(第93条関係)

上場会社監査事務所登録制度上の措置について、その確定及び効力の発生時期を規定上明確化することとしました。(第100条関係)

## 2. 個別事案審査制度関係

個別事案審査の迅速化・効率化を図るため、現行の監査業務審査会及び規律調査会の調査機能を一元化し、新たに監査・規律審査会を設置することとしました。あわせて、個別事案審査制度におけるプロセスの透明性確保のために調査事案を一般公表することや、個別事案審査制度と品質管理レビュー制度のそれぞれの制度の目的、職務等を逸脱しない範囲で情報連携を可能とする規定を整備することとしました。

(第2編第2章第3節関係)

## 3. 自主規制に係る組織体制関係

### (1) 適正手続等審査会関係

現行では、個別事案審査制度と品質管理レビュー制度には、それぞれ、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会という不服審査機関が置かれていましたが、類似する審査機関を制度ごとに設けて申立要件を分けることについて会員等の理解や納得が得られにくいことや審査の専門性向上及び判断の公平性確保を図る観点から、不服審査会及び上場会社監査事務所登録・措置不服審査会を一本化し、適正手続等審査会を設置することとしました。

(第2編第4章関係)

### (2) 自主規制モニター会議関係

本会が実施する公認会計士の自主規制に係る制度について、引き続き適切に機能させ、社会からの更なる理解を得るため、協会全体の自主規制制度の運営状況を外部の目で評価し、それを踏まえた大局的な視点から助言等を行う機関として、自主規制モニター会議を設置し、現行の監査業務モニター会議及び品質管理審査会は発展的に解消することとしました。(第2編第5章関係)

会則・規則の全般的見直しに係る会則の一部変更

## 1. 会務の機動性向上のための総会事項の整理

会計監査の信頼性の維持・向上に向けて、社会の要請に適

時・迅速に対応していくため、会務の機動性向上を図ることを目的として、会則及び規則を全般的に見直し、総会事項(総会の決議を要する事項をいいます。)を整理することとしました。

見直しに当たっては、本会の取組を「公認会計士に係る諸制度に関する事項」(個別事案審査制度、品質管理レビュー制度、CPE制度等)と「組織運営に関する事項」(役員選挙、会費等)の2つに大別し、それぞれに応じた考え方により整理を行うこととしました。

「公認会計士に係る諸制度に関する事項」については、その時々々の社会情勢や公認会計士を取り巻く環境の変化を踏まえた機動的な対応が求められることから、制度の基本的事項を会則に定めつつ、それ以外の手続的事項又は細目的事項については細則(理事会決議)に委ねることを基本としています。ただし、綱紀審査会、3(1)により新設する適正手続等審査会及び3(2)により新設する自主規制モニター会議については、執行から独立した機関として位置付けられており、これらの会議体に係る手続的事項については、細則に委ねることが適当でないと考えられるため、規則(総会決議)で定めることとします。このように、一部の規則は存続させるものの、結果として、規則事項が大幅に整理され、会務の機動性向上に繋げることができると考えています。

一方、「組織運営に関する事項」については、本会の構成員としての権利義務の根幹に関わる事項であり、会員の総意を反映すべきであることから、従前のとおり、基本的事項のみならず、一定の手続的事項についても総会事項とすることとします。

この考え方に基づき、会則、規則及び細則の区分を見直し、総会事項として会則に規定すべき事項を個別具体的に整理しました。なお、本件は、 から までの会則の一部変更を反映した内容で検討を行っています。

## 2. 会則の構成の見直し

会則の構成について、上記1の考え方における分類に即して、「公認会計士に係る諸制度に関する事項」(第2編に相当)と「組織運営に関する事項」(第3編に相当)に大別して見直し、全3編14章からなる構成とすることとしました。

## 3. その他

制度内容の変更に及ばない個別論点(規定間の表現の調整、解釈の明文化等)について整理し、所要の変更を行うこととしました。

自主規制の機能向上及び会則・規則の全般的見直しに係る関係規則の制定、一部変更及び廃止

及び による会則の一部変更に伴い、関係する規則につい

て、制定、一部変更及び廃止をすることとしました。

## 1. 関係

適正手続等審査会及び自主規制モニター会議の設置に伴う関係規則の制定並びに監査業務審査会、規律調査会、監査問題特別調査会、不服審査会、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会、品質管理審議会及び監査業務モニター会議の廃止に伴う関係規則の廃止を行うこととしました。

## 2. 関係

1に記載のとおり、「公認会計士に係る諸制度に関する事項」に係る手続的事項については、執行から独立した位置付けの機関に係るものを除き、会則の委任を受けて、細則で定めるため、この分類に該当する規則は廃止することとします。なお、規則自体は廃止になりますが、現行規則に定めている事項のうち、基本的事項に該当するものは会則に移管し、それ以外のものは細則で規定することになります。

このほか、全般的な見直しによる規程間の条文移動、条ずれ、字句の整理等に伴う所要の変更を行っています。

### 倫理規則の一部変更

国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）（以下「IFAC」といいます。）における国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）（以下「IESBA」といいます。）は、2016年3月に、「情報の作成及び提供」並びに「プレッシャー」に関してCode of Ethics for Professional Accountants（以下「IESBA 倫理規程」といいます。）を改正し、同年7月には、「違法行為への対応」に関してIESBA倫理規程を改正しました。

IFACの加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント（Statements of Membership Obligations）4」により、原則として、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならないとされています。本会はIFACに加盟しており、現在の「倫理規則（注解を含み、以下同じです。）」や「違法行為への対応に関する指針」等は、IESBA倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して作成されています。

したがって、IESBA倫理規程の改正を踏まえ、本会の倫理規則について変更を行うものです。

主な変更の内容は、以下のとおりです。

## 1. 「情報の作成及び提供」並びに「プレッシャー」に関する規定の改正

企業等所属の会員が、情報の作成及び提供に関与する場合の規定の改正を行っています。企業等所属の会員は、関連する報告の枠組みに従って情報を作成・提供しなければ

ならず、誤った方向に導く意図をもって情報を作成・提供・省略してはならないことなどを明確化しております。

（第36条関係）

また、企業等所属の会員が直面する可能性のあるプレッシャーについて、情報の作成・提供に関するプレッシャーだけでなく、基本原則違反となるプレッシャー全般について規定を新設しております。（第37条関係）

## 2. 違法行為への対応に関する規定の改正

違法行為への対応に関する規定については、2018年7月の倫理規則改正において、会計事務所等所属の会員に対する規定を先行して導入いたしました。今回の改正では、企業等所属の会員に対する規定を新設しております。（第43条関係）

規定化に当たっては、会計事務所等所属の会員に対する規定と同様に、倫理規則では、「企業等所属の会員は、所属する組織における専門業務の実施において、違法行為又はその疑いに気付いた場合には、別に定める「違法行為への対応に関する指針」に従って、職業的専門家として対応しなければならない。」との全般的な拘束性のある要求事項と指針への委任規定のみを設けることといたしました。

詳細なガイダンスは、違法行為への対応に係る取扱いを定めた「違法行為への対応に関する指針」（細則相当）の第2部に新設しております。

## 3. その他

IESBA倫理規程を踏まえた改正のほか、「監査法人の名称」に関する規定を削除する改正を行っています。これは、による会則の一部変更において、当該規定に相当する規定を会則（細目については細則）に移管することとなったため、倫理規則から削除するものです。（第31条関係）

以上